7　市町村長は、各年度において、当該各年度の前年度の減額課税第二年度区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して当該各年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

8　市町村は、各年度の減額課税第三年度区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する土地及び当該各年度の減額課税第三年度区域内に当該各年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十二項中「第三十八項」を「第三十三項」に改め、同条第十三項及び第十四項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に、「第三十八項」を「第三十三項」に改める。

附則第五十七条第四項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同条第五項中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に改め、同条第六項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「規定する警戒区域設定指示が行われた日」を「規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同項第一号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示区域内にある」を「自動車持出困難区域内にある」に改め、同項第二号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「自動車持出困難区域」に改め、同項第三号中「警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「自動車持出困難区域」に、「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に改め、同条第七項中「警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に、「警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に改め、同条第八項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「規定する警戒区域設定指示が行われた日」を「規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同項第一号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示区域内にある」を「自動車持出困難区域内にある」に改め、同項第二号中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「自動車持出困難区域」に、「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に改め、同項第三号中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「自動車持出困難区域」に、「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に改め、同条第九項中「警戒区域設定指示区域内」を「自動車持出困難区域内」に改め、同条第十三項中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に、「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に改め、同条第十三項中「警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第二条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出しを「（平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度分の市町村交付金の特例）」に改め、同項中「平成二十二年度から平成二十四年度まで」を「平成二十五年度から平成二十七年度まで」に、「これらの規定」を「第八条」に、「から第六項まで」を「から第五項まで」に、「附則第十八条第一項から第四項まで」を「附則第十八条第一項から第三項まで」に、「同条第一項から第四項まで」を「同条第一項又は第二項」に改め、「額とする」の下に「。次条第一項において同じ」を加える。

附則第十七項を次のように改める。

17　国は、関西国際空港株式会社に出資した固定資産に係る市町村交付金の不交付）

二十三年法律第五十四号）附則第五条第八項の規定により新関西国際空港株式会社に出資した固定資産のうち、新関西国際空港株式会社が平成二十五年度において固定資産税を課されるべきものについては、第二条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年度分の市町村交付金を交付しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二十三号及び第三百四十九条の三第二十四項の改正規定、第二条中国有資産等所在市町村交付金法附則第十七項の改正規定並びに附則第八条第二項及び第十四条第二項の規定　平成二十四年七月一日

二　第一条中地方税法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の改正規定並びに次条第三項及び附則第七条第四項の規定　平成二十五年一月一日

三　第一条中地方税法第三十二条第十一項、第四十五条の二第一項ただし書、第三百十三条第十一項、第三百十七条の二第一項ただし書、第三百十七条の六及び第三百十七条の七第一項の改正規定並びに次条第二項並びに附則第七条第二項及び第三項の規定　平成二十六年一月一日

四　第一条中地方税法附則第五条の四の改正規定　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五　附則第二十条の規定　郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日

六　第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定（同条第三十七項に係る部分に限る。）、第二条中国有資産等所在市町村交付金法附則第十七項の改正規定（同条第三十七項に係る部分に限る。）、第三条中地方交付税法附則第十条の二第十七項の改正規定、第四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十四号）附則第二十一条第十一項の改正規定、第五条中東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）附則第十条第一項の改正規定、第六条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日